

# 市議会6月定例会を開催

特集

いわき市議会六月定例会が、六月十日から二十四日までの十五日間の会期で開催されました。議会では「いわき市押印を求める手続の見直しのための関係条例の整備に関する条例」の制定などのほか、一般・特別会計を合わせて、総額四十億四千九百五十九万二千円に上る補正予算などが審議され、三十四議案が可決・同意されました。

## 市長からの行政報告

○新型コロナウイルス感染症の対応状況について  
感染拡大やクラスターの



同定例会の本会議

発生をできる限り抑制するため、高齢者施設などへの一斉PCR検査や接触歴・行動歴から感染の不安がある無症状の市民の方を対象とした無料PCR検査、さらには専用ダイヤルによる検査相談を実施してきたことを報告しました。

市民の皆さんや事業者の皆さんの「感染拡大防止一斉行動」へのご協力などにより、第四波による感染拡大の危機的な状況からは改善しつつありますが、感染力の強い変異株が再び感染拡大を引き起こす可能性もあり、まだまだ警戒を緩めることのできない状況にあると述べました。

○新型コロナウイルス接種体制について  
集団接種会場については、いわきグリーンベースで夜間帯を新設し接種数を大幅に増加させ、新たに平体育館を接種会場として追加するとともに、ワクチン接種



平体育館で土・日曜日にワクチン接種を実施

予約に苦慮する方を支援するため、市内十三カ所に高齢者予約サポートセンターを七月九日まで設置することを報告しました。

今後、市医師会や市歯科医師会をはじめとした関係者の皆さんのご協力をいただきながら、さらなる接種ペースの加速化に向けた協議を進め、一日でも早く接種を希望する方が接種可能となるよう、体制の整備に全力を尽くしていくと述べました。



副業人材活用に関する市内企業説明会を開催

○副業人材活用に関する連携協定の締結について  
市内の中小企業などの販路拡大や商品開発、生産性の向上を図るため、国内最大級のマッチングサイトを運営する株式会社みらいワークスといわき商工会議所、ひまわり信用金庫、いわき信用組合と本市の五者で連携協定を締結したことを報告しました。

首都圏の副業人材の動向

### 主な補正予算

- ▶新型コロナウイルス感染症対策に係る経費＝23億2,678万7千円
- ▶過年度発生災害復旧費等＝8億3,965万6千円
- ▶公立保育所整備事業費＝2億9,465万2千円
- ▶国民健康保険事業特別会計（事業勘定）＝2億8,929万3千円

や傾向、市内企業等の活用ニーズなどの情報共有を図りながら、官民が連携し、市内の中小企業と首都圏の副業人材のマッチングを推進していくとともに、副業人材を通じた関係人口の創出も目指していくと述べました。

## 主な議案

○いわき市押印を求める手続の見直しのための関係条例の整備に関する条例の制定について  
行政手続きにおける押印の見直しに伴い、市民の皆さんの利便性の向上が図られるほか、行政手続きのデジタル化の推進にも資することから、関係条例について所要の改正を行うため、本条例を制定しました。

○いわき市国民健康保険税条例等の改正について  
地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年一月一日から施行されたことなどに伴い、軽減判定所得基準など所要の改正を行いました。

詳しくは、六ページをご覧ください。

○いわき市屋外広告物条例の改正について  
屋外広告物の一層の安全性の確保を図り、公衆に対する危害を防止するため、管理義務の明確化など所要の改正を行いました。

詳しくは、四ページをご覧ください。

○農業委員会委員任命の同意を求めることについて  
石井英毅（新任）  
遠藤重和（再任）  
大竹公治（再任）  
岡村泰典（新任）  
菅野綾（新任）  
木田ティ子（再任）  
草野庄一（再任）  
木幡仁一（再任）  
坂本和徳（再任）  
佐川良平（再任）  
四家誠（新任）  
志賀幸（新任）  
鈴木理（再任）  
鈴木義直（再任）  
田子耕一（新任）  
中根まり子（新任）  
生田目祥明（新任）  
新妻公二（新任）  
新妻信夫（再任）  
箱崎寿正（再任）  
平田敬一（新任）  
蛭田元起（再任）  
油座盛明（再任）  
藁谷昭夫（再任）  
川前財産区管理委員選任の同意を求めることについて  
宇佐見薫（再任）

## 市新型コロナウイルス緊急経済対策を実施

市緊急経済対策コールセンター ☎35-6200

### ①第三次店舗等維持支援金

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、売上げが著しく減少している市内事業者に対し、店舗などの賃料または固定経費の一部を補助します。

▶対象者 次の要件を全て満たす事業者 ①引き続き市内で事業を継続し、〈表1〉の業種に当てはまる ②5月または6月の売上げが前年または前々年の同月比で3割以上減少している ③時短営業協力金の対象店舗でない ④市税を滞納していない



①の申し込みはこちら

〈表1〉対象となる業種 ※日本標準産業分類表より

H運輸業、郵便業のうち43道路旅客運送業 I卸売業のうち52飲食品卸売業 I小売業  
K不動産業、物品賃貸業のうち70物品賃貸業 M宿泊業、飲食サービス業 N生活関連サービス業、娯楽業  
O教育、学習支援業のうち82その他の教育、学習支援業 P医療、福祉のうち83医療業  
Rサービス業（他に分類されないもの）のうち88廃棄物処理業および92その他の事業サービス業

▶補助額 店舗などを賃借している事業者＝月額賃料の2分の1を6カ月相当分（10万～30万円）、店舗などを自己所有している事業者＝10万円

▶申込期限 9月30日(木)

### ②飲食店等感染防止対策支援金

パーティションなどを設置する費用の一部を店舗内の卓数に応じて補助します。

▶対象者 「市あんしんコロナお知らせシステム」に加盟している飲食店または飲食のための場を有する店舗において、飛沫感染防止対策が必須となる箇所全てにパーティションなどを設置し、市税を滞納していない事業者

▶補助額 1卓～20卓＝10万円、21卓～40卓＝20万円、41卓以上＝30万円

▶申込期限 11月30日(火)

### ○案内（共通）

▶申し込み方法 市かんたん申請・申込システムで（郵送も可）

対象となる要件や申し込み方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。同コールセンターへお問い合わせください。



②の申し込みはこちら